

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成21年4月1日 20生産第9851号

第1 趣旨

世界的に穀物価格が高騰し、今後も主食用米の需要の減少が見込まれる状況の下、将来にわたり水田機能を維持しつつ、食料自給率の向上を図っていくためには、米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立を促進する必要がある。このシステムの確立に当たっては、生産段階において、生産等の各関係者が低コスト化に向けた取組を図ることが重要であるが、従来の主食用米の生産では飛躍的な収量の向上等による低コスト化が見込めないことから、多収性稲種子を用いた低コストな生産方法を利用していくことが重要である。

このため、今後増加が見込まれる米粉・飼料用米等の生産に対し、多収性稲種子の安定的な供給が行われるよう、都道府県段階における種子生産及び供給に係る取組を支援するものとする。

第2 目的

多収性稲種子の安定供給支援事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、都道府県段階における多収性稲種子の需要に応じた安定供給に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本事業は、都道府県段階における多収性稲種子の需要に応じた生産及び供給に向け、地域の実情に応じつつ関係機関の連携の下、実施するものとする。

なお、本事業の実施に当たって、事業実施主体が設定する成果目標の内容及び目標年度は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

2 事業の内容

本事業は、都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けた取組を実施することができるものとし、事業対象となる取組、事業実施主体、事業対象作物は次のとおりとする。また、本事業の交付率は定額とする。

(1) 事業対象となる取組

- ア 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定
- イ 多収性稲種子の生産に係る技術指導
- ウ 多収性稲種子の安定供給システムの構築

(2) 事業実施主体

都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けて（1）の取組を実施する民間団体とし、要件については生産局長が別に定めるものとする。

(3) 事業対象作物

米粉・飼料用米等の低コスト生産に資する多収性の水稻品種として生産局長が別に定める品種とする。

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、生産局長が別に定めるところにより都道府県を經由して地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体

は、その事業量が最も多い都道府県を經由して、当該都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。この場合、各地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画を經由した都道府県以外の関係都道府県に事業実施計画の写しを送付するものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 4 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。

第5 推進指導等

国は、地域の実態に即し、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県との密接な連携を図るとともに、農業団体等の協力を得つつ、関係部局が一体となり、事業実施主体に必要な助言及び指導を行うものとする。

第6 事業実施期間

本事業における事業実施期間は、単年度で完了することを原則とする。複数年度にわたって事業を行う場合は、毎年度、第4の規定に基づき、手続を行うものとする。

第7 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、前年度までの執行状況等を判断しつつ、事業実施主体が本事業を実施するのに必要な経費について交付するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施状況を地方農政局長等に対して報告するものとする。ただし、複数年度にわたって事業を行わない場合、並びに複数年度にわたって事業を行う場合の事業実施最終年度については、この報告を要しないものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画の提出先である地方農政局長等に対して報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

第9 事業の評価

事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の実施年度の翌年度（複数年にわたって事業を実施した場合は事業実施最終年度の翌年度）において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画の提出先である地方農政局長等に対して報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより、適切な措置を講じるものとする。

なお、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- 3 生産局長は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行に反映させるものとする。
- 4 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第10 他の施策等との関係

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 強い農業づくりに向けた取組
- 2 水田農業構造改革に向けた取組
- 3 農山漁村活性化に向けた取組
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農産物の需給の調整のための施策

第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。